

告示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和三年十一月十二日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和三年十一月十二日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 小高 巖

一 道路の種類 県道

二 路線名 利根川自転車道線

三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
深谷市中瀬字向島一四九〇番三地从先から 同市中瀬字向島一五七一番地先まで		区 間
四・〇〇〇七・六〇	五・五〇〇五・五〇	敷地の幅員 (メートル)
三九〇・〇〇		延長 (メートル)
		備 考